

～食品添加物を製造、販売、使用等される食品関係事業者の皆様へ～

消除予定添加物名簿の作成に係る販売等調査及び既存添加物

「5'-デアミナーゼ」の基原等調査について(お願い)

平素より、東京都における食品衛生行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。

このたび、消費者庁から、消除予定添加物名簿の作成にあたって、既存添加物名簿に記載されている8品目について、販売等の実態調査を実施する旨の通知が発出されております。

また、既存添加物「5'-デアミナーゼ」の生産菌株及びその菌種並びに販売等の実態についても併せて調査を行っています。

つきましては、消費者庁のホームページ※をご参照の上、調査対象となっている既存添加物8品目並びにこれを含む製剤及び食品について、皆様のお店等で取扱い(販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列)があるか御確認いただくようお願いいたします。調査対象の既存添加物8品目及び既存添加物「5'-デアミナーゼ」を取扱っている場合は、消費者庁のホームページから様式をダウンロードの上、令和7年3月31日(月)までに消費者庁の担当部署宛てに電子メールで提出していただくようお願いいたします。

なお、調査対象となっている既存添加物について、取扱いがない場合は連絡不要です。

- 1 現在あなたのお店や工場で使っている添加物や原材料の内容(表示等)を確認し、調査対象となっている8品目の既存添加物及び「5'-デアミナーゼ」の取扱いがあるか確認してください。(調査対象品目については、以下の消費者庁ホームページをご確認ください。)



- 2 取扱いがある場合、消費者庁のホームページ※から様式をダウンロードし、電子メールで消費者庁の担当部署宛てに送付してください。

※消費者庁ホームページ 消除予定添加物名簿の作成に係る販売等調査及び既存添加物「5'-デアミナーゼ」の基原等調査について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/common_knowledge/

<申出書の提出先>

消費者庁食品衛生基準審査課添加物係

電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

<厚生労働省 問合せ先>

消費者庁食品衛生基準審査課添加物係 代表電話 03-3507-9351 (内線: 5240)



問合せ先

東京都保健医療局健康安全部食品監視課

電話 03-5320-4402



東京都保健医療局